

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示事項一覧

自己資本の構成に関する開示事項	66～69
定性的な開示事項	
一.連結の範囲に関する事項	70
二.自己資本調達手段（その額の全額又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要	70
三.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	70
四.信用リスクに関する事項	71～74
五.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	74～75
六.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	75
七.証券化エクスポージャーに関する事項	75
八.CVAリスクに関する事項	75
九.マーケット・リスクに関する事項	75
十.オペレーショナル・リスクに関する事項	75
十一.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	75～76
十二.金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出対象を除く）に関する事項	76
定量的な開示事項	
（連結情報）	
一.その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額	77
二.自己資本の充実度に関する事項	77～78
三.信用リスクに関する事項	79～88
四.信用リスク削減手法に関する事項	88
五.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	89
六.証券化エクスポージャーに関する事項	89
七.CVAリスクに関する事項	89
八.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	90
九.リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	91
十.金利リスクに関する事項	91
十一.内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項	92
（単体情報）	
一.自己資本の充実度に関する事項	93～94
二.信用リスクに関する事項	95～104
三.信用リスク削減手法に関する事項	104
四.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	105
五.証券化エクスポージャーに関する事項	105
六.CVAリスクに関する事項	105
七.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	106
八.リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	106
九.金利リスクに関する事項	107
十.内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項	107